

# 青森県報

号外第七十五号

平成二十七年  
九月一日  
(火曜日)

## 目 次

保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一

## 告 示

青森県告示第六百四十号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十七年年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十七年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川、笹内川	水源かん養保安林	一、四二二・七二
岩木川下流	"	五一〇・八六
岩木川上流	"	九七五・五一
平川	"	三九三・三八

浅瀬石川	"	六六八・三一
今別川、蟹田川	"	一、〇二一・五五
青森地区	"	七六五・三七
下北東部	"	一、二九〇・〇四
下北西部	"	九六八・七二
上北地区	"	一五六・六八
七戸川	"	六三六・五八
奥入瀬川	"	四四三・四四
馬淵川下流	"	九四四・一六
新井田川	"	一五八・〇七
中村川、笹内川	土砂流出防備保安林	一六六・四〇
岩木川下流	"	三〇九・六二
岩木川上流	"	七・四〇
平川	"	四〇・六八
浅瀬石川	"	七五・二一
今別川、蟹田川	"	一八・五六
青森地区	"	一五九・二八

上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・二三	二三・一六	六・二〇	六・一四	〇・一八	九五・六一	九一・七四	一・一四	八〇・三四	二四・四八	一四九・四六

上北郡おいらせ町	十和田市	三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃
〇・〇二	〇・二四	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八一	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・二六	三・二八	一六・七六	一二五・四一	二・八四	三・五六	二・六六

南部地区	津軽地区	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	八戸市	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町
〃	保健保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	干害防備保安林
八一・六四	一五五・六二	八・六四	九・三二	三・八四	一・〇〇	四八・二八	三・二六	〇・〇〇	二・八〇	〇・三八	三〇・〇二	三・六〇	一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭